⑯　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
⑰　以下に掲げる金額
①　規則第44条第４項において準用する規則第42条に規定する再共済を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
②　規則第42条に規定する再共済を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額
⑱　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
⑲　その他財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　「法第20条繰延資産」とは、法第20条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。

3　法令等に基づき、又は共済団体の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

7　「基金」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金をいう。

8　「代替基金」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第144条の規定により計上した額をいう。

9　「指定正味財産」とは、寄付によって受け入れた資産であって、寄付者等の意思により当該資産の使途、処分又は保有形態について制約が課せられているものの価額をいう。

10　「その他有価証券評価差額金」とは、売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。）、満期保有目的の債券（満期まで保有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券の評価差額（時価と取得原価との差額をいう。）をいう。

第４　損益計算書

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）損益計算書

（共済団体）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
経常収益	
共済掛金等収入	
共済掛金	
再共済収入	
責任準備金等戻入額	
支払備金戻入額	
責任準備金戻入額	
契約者割戻し準備金戻入額	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
預貯金利息	
有価証券利息・配当金	
貸付金利息	
その他利息配当金	
その他経常収益	
経常費用	
共済金等支払金	
共済金	
解約返戻金	
その他返戻金	
再共済掛金	
責任準備金等繰入額	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
契約者割戻し準備金繰入額	
資産運用費用	
事業費	
営業費及び一般管理費	
税金	
減価償却費	
退職給付引当金繰入額	
その他経常費用	
法第20条繰延資産償却費	
その他の経常費用	
法第20条繰延額（△）	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	

第明治三十五種郵便物認可